

各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書

1 この明細書の用途

- (1) この明細書は、連結子法人が、法第81条の25(「連結子法人の個別帰属額等の届出」)の規定により、各連結事業年度に係る地方法第15条第1項(「連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算」)の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額(以下「連結地方法人税個別帰属額」といいます。)の計算の基礎を記載した書類を提出する場合に使用し、各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書に添付して提出します。
- (2) この明細書は、連結親法人が、地方法第19条第4項(「確定申告」)及び地方規則第6条(「連結法人の地方法人税確定申告の添付書類」)の規定により、地方法第19条第1項の規定による申告書に各課税事業年度に係る連結地方法人税個別帰属額の計算の基礎を記載した書類を添付する場合にも使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「算出連結法人税個別 帰属額に係る連結地方 法人税個別帰属額1」	連結法人税個別帰属額届出書の「2」の金額がマイナス(△)である場合には、この算式により計算した金額に△を付して記載します。	
「加算調整額2」		「加算調整額8」の外書に記載した金額を含めて記載します。
「連結留保税額の個別 帰属額に係る連結地方 法人税個別帰属額5」	連結親法人が普通法人(措置法第67条の2第1項(「特定の医療法人の法人税率の特例」))の規定により承認を受けた医療法人(以下「特定の医療法人」といいます。)を除きます。)である連結法人にあっては、その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書の「9」の金額の100分の4.4に相当する金額を記載します。	連結親法人が協同組合等又は特定の医療法人である連結法人にあっては、この欄を記載する必要はありません。
「加算調整額8」の外書	措置法第68条の67第1項(「連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例」)に規定する使途秘匿金の支出がある場合に、次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 (1) 連結親法人が普通法人である連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書の「10」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4に相当する金額 (2) (1)以外の連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書の「8」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4に相当する金額	

欄	記載要領	注意事項
<p>「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額10」</p>	<p>修正申告をする場合において、地方法第23条第1項(「欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付」)の規定により還付を受ける金額に係る還付加算金があるときは、その還付加算金の額(その連結法人に帰せられるものに限ります。)を含めて記載します。</p>	
<p>「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額10」の外書</p>	<p>次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) 連結親法人が普通法人である連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書の「13」の外書の金額の100分の4.4に相当する金額</p> <p>(2) (1)以外の連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書の「11」の外書の金額の100分の4.4に相当する金額</p> <p>(注) 法人税額の計算における「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額」欄(別表一の二(一)の「26」、別表一の二(二)の「21」又は別表一の二(三)の「24」)の外書の金額に100分の4.4を乗じた金額が、地方法人税額の計算における「この申告による還付金額」欄(別表一の二(一)の「43」、別表一の二(二)の「32」又は別表一の二(三)の「37」)の外書の金額を超える場合には、次により計算した金額を記載します。</p> $\left[\begin{array}{l} \text{別表一の二(一)の「43」} \\ \text{別表一の二(二)の「32」} \\ \text{別表一の二(三)の「37」} \end{array} \right] \text{の外書} \times \frac{\text{別表七の二付表一の「24」}}{\text{別表七の二付表一の「26」}}$	